

公益財団法人 社会変革推進財団 投資選定委員会規程
(2026年4月1日改定)

第1条（設置目的）

公益財団法人社会変革推進財団（以下、「本財団」という。）による投資先選定と支援内容の決定に当たり、定款第40条の定めに基づき、学識経験者による意見を取り入れた上で審査を行うため、投資選定委員会（以下、「本委員会」という。）本委員会を設置するものとする。

第2条（業務）

本委員会は、出資・融資・保証等業務規程に基づき、申請のあった事業に関する選考を行う。

2 本委員会は、出資・融資・保証等を実行した事業について、当該事業の状況を踏まえ、出資・融資・保証等に係る対応方針の変更又は終了（期間満了等によるものを除く。）その他重要な事項を審議する

3 前二項に規定する事項は理事会が決定するものとし、本委員会は理事会決定のために必要な選考及び審議を行う。

第3条（開催）

本委員会は、必要に応じて代表理事からの請求に基づき開催するものとする。

第4条（定足数）

本委員会は、委員の過半数の参加を以て開催する。

第5条（委員）

本委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する委員（以下、「委嘱委員」という。）および、本財団の理事のうち理事会の承認を得て理事長が任命する委員で構成する。

2 委員の委嘱の際には、利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

第6条（委員の任期及び報酬等）

委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱または任命を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委嘱委員に対して支払う報酬の額は、代表理事が別に定める。

3 委嘱委員の氏名は、原則として公開する。

第7条（議長の選任）

本委員会の議長は、本財団に所属する委員が務めるものとする。

第8条（議決）

事業選考は、過半数により決するものとする。なお、意見が割れた場合には議長の決する所による。

2 事業選考にあたってやむを得ない事情がある場合には、各委員に電子的媒体にて通知を行った上で、議決を得ることができるものとする。

第9条（表決権）

各委員の表決権は1票とする。

2 委員は、選考・審査する団体と利益相反関係がある等、やむを得ない事情がある場合には表決を棄権するものとする。

第10条（議事録）

本委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（1）日時及び場所

（2）委員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印する。

第11条（理事会への報告）

議長は、本委員会の審議結果について、上記10条で作成された議事録をもって速やかに理事会へ報告するものとする。

第12条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

第13条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

本規程は、2019年10月1日から施行する。

附則（2020年3月24日）

本規程の一部改正は、2020年3月24日から施行する。

附則（2026年3月26日）

本規程の一部改正は、2026年4月1日から施行する。